

## 個人番号（マイナンバー）の届出に係る留意事項について

### ●本人による申請の場合

⇒ 本人の番号、本人の身元の2つを確認します。

| 番号確認について  | 身元確認について   |
|---|--|
| 本人の個人番号カード、本人の通知カード又は本人の個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書によって確認します。 | 個人番号カード、運転免許証又は官公署から発行・発給された書類その他これに類する書類であって、写真の表示等の措置が施され、安城市が適当と認めるもの（氏名、生年月日又は住所が記載されているもの）によって確認します。<br>※これらの提示が困難な場合は、公的医療保険の被保険者証、年金手帳など所定の書類を2つ以上提示していただきます。（介護保険被保険者証と負担割合証等） |

### ●代理人による申請の場合

⇒ 代理権、代理人の身元、本人の番号の3つを確認します。

| 代理権の確認について   | 代理人の身元確認について   | 本人の番号確認   |
|--|--|---|
| 【法定代理人の場合】<br>戸籍謄本又は登記事項証明書<br>【任意代理人の場合】<br>委任状によって確認します。<br>※これらの提示が困難な場合は、本人の介護保険被保険者証など官公署等から本人に対し一に限り発行・発給された書類その他の安城市が適当と認める書類によって確認します。 | 代理人の個人番号カード、運転免許証又は官公署から発行・発給された書類その他これに類する書類であって、写真の表示等の措置が施され、安城市が適当と認めるもの（氏名、生年月日又は住所が記載されているもの）（ <u>居宅介護支援専門員証</u> 等）によって確認します。<br>※これらの提示が困難な場合は、公的医療保険の被保険者証、年金手帳など所定の書類を2つ以上提示していただきます。 | 本人の個人番号カード（又は写し）、本人の通知カード（又は写し）又は本人の個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書（又は写し）によって確認します。 |

### ●郵送による申請の場合

⇒ 書類又はその写しの提出により確認します。

#### ○代理権の授与が困難な被保険者に係る申請を行う場合

⇒ 本人が認知症等で意思表示能力が著しく低下しており、代理権の授与が困難である場合等には、申請書に個人番号を記載せずに提出してください。

#### ○代理権のない使用者による申請の場合

⇒ 本人の代わりに使用者が申請書の提出を行うだけに過ぎない場合は、個人番号が使用者に見えないよう、申請書を封筒に入れて提出する等の対応をしてください。また、この場合、使用者が利用者本人に代わって申請書等に個人番号を記載することはできません。  
また、提出を受け付ける際は、本人から郵送により個人番号の提供を受ける場合と同様の本人確認を行います。